

監視制御システムにおける帯域確保型イーサネットサービス提供業務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、奈良県物品電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）により入札に参加してください。

入札の結果については、入札情報公開システムにより公表されますので、ご了承ください。

令和 8 年 9 月 2 4 日

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

第 1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

監視制御システムにおける帯域確保型イーサネットサービス提供業務

2 入札物件の予定数量及び特質

仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和 1 6 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

大和高田事務所 大東配水場（大和高田市大東町地内）ほか 計 1 2 1 施設

5 入札方法

(1) 入札は総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札は、電子入札システムを利用して行います。

詳細は、「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」

https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。

6 その他

この入札は電子入札システムを利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムへの利用者登録が完了した者以外は、この入札に参加することができません。ただし、電子入札システム等に障害等が発生し、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合は、紙による入札の参加を認めることがあります。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者で、営業種目 Q7「諸サービス」のうち主な取扱品目・業務内容が「通信サービス」として登録をしているものであること。

(3) 奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (4) 電気通信事業法（昭和39年法律第170号）第9条の規定に基づく電気通信事業の登録を受けたものであること。
- (5) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

第3 入札参加資格確認審査

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年10月5日（月）午後5時までに入札説明書3で示す書類を第5の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

第4 入札日程等

1 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から令和8年10月16日（金）まで	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品電子入札等システムポータルサイト」 https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
(2) 入札説明会	実施しません	
(3) 仕様書等に関する質問	令和8年10月5日（月）午後1時まで	電子入札システムへの入力
(4) 質問に対する回答	令和8年10月9日（金）午後1時以降	電子入札システムによる回答
(5) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から令和8年10月5日（月）午後5時まで （再提出は令和8年10月8日（木）午後5時まで）	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請） ・付属書類の提出場所 奈良県広域水道企業団事業管理課施設事業係へ郵送又は持参（第5の1で示す場所）
(6) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年10月9日（金）午前10時以降	電子入札システムによる通知
(7) 入札書の提出	上記(6)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から令和8年10月16日（金）午前9時まで	電子入札システムへの入力
(8) 開札	令和8年10月19日（月）午前10時から	電子入札システムによる開札

(注) 奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和 7 年 2 月条例第 8 号）第 1 条に規定する休日を除きます。

（電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 8 時まで。）

(注) 各項目の期限は、電子入札システムの場合、サーバへの電子データ到着期限となります。データが期限までにサーバに到着しなければ受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の競争入札参加資格の確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

2 入札書の取り消し等

提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札回数及び再度入札

入札回数は 2 回を限度とします。1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2 回目）を行う場合があります。

第 5 問い合わせ先

1 本件入札に関すること（契約を担当する部課等の名称）

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404-7

奈良県広域水道企業団 事業管理課 施設事業係

電話番号 0744-32-1271

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）。）

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

第 6 その他

1 入札保証金

奈良県広域水道企業団契約規程（令和 7 年 3 月奈良県広域水道企業団管理規程第 36 号）第 4 条に定めるところによります。

2 契約保証金

奈良県広域水道企業団契約規程第 19 条に定めるところによります。

3 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県広域水道企業団契約規程第 7 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

4 契約書作成の要否

要します。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（落札者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、落札者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 落札者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本企业団が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき

8 契約の解除

契約締結後、契約者について 7 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企业団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7 の(1)及び(7)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 予算の減額又は削除に係る契約の解除

- (1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約を変更し、又は解除することがあります。
- (2) (1)によりこの契約を変更し、又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することが出来ます。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。